

障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例骨子案にかかるパブリックコメントの結果について

※ご意見については、条例骨子案の記載順に並べ替えるとともに、一部要約しております。

番号	箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	条例名	条例名称を分かり易く簡潔にしてほしい。	この条例は、生活の様々な場面で、障害等の理由によりコミュニケーションに困難を抱えている全ての障害のある人が、自らの選択するコミュニケーション手段等を用いて情報の取得やコミュニケーションを行うことができる機会の確保や拡大を図ることにより、市民の誰もが互いに理解し合い、「つながり」や「尊厳」を実感できる共生社会を作り上げていくことを目的としています。共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが、コミュニケーションが困難な障害のある人の存在を理解し、手話、要約筆記、点字、音訳等の多様な手段によるコミュニケーションの必要性を認識することが大切です。このような観点から、この条例は、こうした考え方を市民や事業者に広く示すとともに、支援の裾野を広げていく理念条例として位置付けております。以上のことを踏まえ、「障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例」という題名は、コミュニケーションが困難な全ての障害のある人を支えていこうとする趣旨を端的に表していることから、原案のとおりといたします。
2		障害者に配慮した条例案ということでは、名称から意味をとらえにくい。	
3		手話言語・障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例名称を挿入してほしい。	
4		手話言語条例・コミュニケーション条例を付けてほしい。	
5		条例名に「手話言語・コミュニケーション…」としてほしい。	
6		手話言語・コミュニケーション手段の促進に関する条例の語句をつけてほしい。	
7		手話言語・コミュニケーション条例をつけてほしい。	
8		手話言語・障害者コミュニケーション条例にしてほしい。	
9		「手話言語及び障害者のコミュニケーション手段等の確保及び拡大に関する条例」とする。	
10		手話言語・コミュニケーション条例	
11		手話言語・コミュニケーション条例	
12		名称に「手話は言語」を明記し、手話言語・障害者コミュニケーション条例にしてほしい。	
13		名称に「手話は言語」を明記し、手話言語・障害者コミュニケーション条例にしてほしい。	
14		名称に手話言語コミュニケーションと入れてほしい。	
15		手話言語・障害者コミュニケーション条例にしてほしい。	
16		条例名に「手話言語」を入れてほしい。	
17		手話が音声日本語と違う独立した言語として条例の名前に「手話言語」を入れてほしい。	
18		条例に手話言語を付けてほしい。	
19		手話言語という文言を入れてほしい。この条例の名称の変更を望む。	
20		条例には「手話言語…」というように条例名称の頭に手話言語をつけるべき。	
21		条例の名称に「手話は言語」と明記してほしい。	
22		手話言語を名称の中に入れてほしい。	
23		コミュニケーションの所に「手話言語」と入れていただきたい。	
24		条例の名前に手話言語と明記してほしい。	
25		条例の名称に「手話は言語」を入れてください。	
26		手話言語条例をつけてほしい。	
27		「手話言語条例」の名称を入れてほしい。	
28	「人格を尊重し」を「一人ひとりの人格と個性を尊重し合いながら」に修正を。	個性の尊重については、第1の目的において「全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資する」と記述・整理しており、この趣旨を踏まえた前文であることから、原案のとおりといたします。	
29	前文	「このような現況に鑑み～」の前に、以下の内容を追加する。 「手話は、聴覚障害者がコミュニケーションを図り、社会活動に参加し、人間関係を育み、成長していくために使われてきた。手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語として、聴覚障害者にとって豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきた。しかし、手話は言語として認知されず、かつて多くのろう学校で手話が禁止されていた。そのため、様々な場面で聴覚障害者は、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。手話の使用が制限される状況において、なお、手話が発展してきたのは、手話が聴覚障害者の「アイデンティティ」であり、「いのち」であったからである。」	この条例は、いわゆる手話言語条例としての位置付けではありません。聴覚障害のある人と同じように、視覚障害、知的障害、発達障害、精神障害等を抱える人も、生活の様々な場面において必要な情報の取得や他者とのコミュニケーションに困難を経験しています。この条例では、このようなコミュニケーションが困難な全ての障害のある人を対象として、手話、要約筆記、点字、音訳等の多様なコミュニケーション手段等の選択の機会等を確保することにより、障害の有無に分け隔てられることのない円滑なコミュニケーションを促進し、市民の誰もが互いに理解し合う共生社会を作り上げていくことを目的としています。よって、骨子案の前文は、この趣旨を明確に表していることから、原案のとおりといたします。

番号	箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方
30	第1目的	「この条例は～」を次の内容に修正する。「この条例は、手話言語及び障害者のコミュニケーション手段等の確保及び拡大が図られるよう基本理念を定め～」とする。	この条例は、生活の様々な場面で、障害等の理由によりコミュニケーションに困難を抱えている全ての障害のある人が、自らの選択するコミュニケーション手段等を用いて情報の取得やコミュニケーションを行うことができる機会の確保や拡大を図ることにより、市民の誰もが互いに理解し合い、「つながり」や「尊厳」を実感できる共生社会を作り上げていくことを目的としています。共生社会を実現するためには、市民一人ひとりが、コミュニケーションが困難な障害のある人の存在を理解し、手話、要約筆記、点字、音訳等の多様な手段によるコミュニケーションの必要性を認識することが大切です。このような観点から、この条例は、こうした考え方を市民や事業者に広く示すとともに、支援の裾野を広げていく理念条例として位置付けております。以上のことを踏まえ、「障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する条例」という題名は、コミュニケーションが困難な全ての障害のある人を支えていこうとする趣旨を端的に表していることから、原案のとおりいたします。
31	第2定義1	「障害者」の定義に難病者も障害者に含めてください。	障害者の定義に関しては、障害者基本法に規定する障害者の定義を参考に記述しています。コミュニケーションに困難を抱える難病の患者については、第2定義1の「その他の心身の機能の障害がある者」に含まれます。
32	第2定義2	「手段」という言葉は辞書には、「目的を達成するための具体的なやり方。てだて。「目的のためには手段を選ばない」「非常な手段」とある。「障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する」の「手段」という表記には、心がかよっていないように感じる。	「手段」については、「意思疎通のための手段」等の法令の用字・用語に即して記述しております。全ての人々が当たり前に心を通わせ、理解し合える暮らしやすい社会の実現には、十分な情報の共有やコミュニケーションの手段が必要です。この条例は、多様な手段によるコミュニケーションの必要性を認識し、障害のある人のコミュニケーションや情報の取得を促進することにより、共生社会を実現していこうとするものであり、コミュニケーション支援には障害のある人の特性を理解した支援が必要であるものと考えます。
33		「コミュニケーション手段等」は分かりにくいので、「手話コミュニケーション」にしてほしい。	障害のある人のコミュニケーションには多様な手段があります。ここでは、手話に加えて要約筆記、点字及び音訳等を主な手段として例示し、これらを「コミュニケーション手段等」と総称し定義としています。
34		「コミュニケーション手段等」は分かりにくいので、「手話コミュニケーション」にしてほしい。	
35	第2定義5	「支援者」の定義に「盲ろう者通訳介助員」を含めてください。	ご意見を踏まえ、第2定義5を次のとおり修正します。 「この条例において「支援者」とは、手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者向け通訳・介助員その他通訳又は介助により障害者のコミュニケーション又は情報の取得若しくは利用について支援を行う者をいうこと。」
36		「代筆」を加えてほしい。例えば「その他通訳又は介助及び代筆により・・・」	「代筆」については、第2定義5の「その他通訳又は介助」の中に含まれます。
37		基本理念の「市、市民及び事業者が障害特性の理解を深め、相互の連携や協働を図ること」を「市、市民及び事業者、自治会と地域住民」に修正してほしい。	自治会及び地域住民については、市民の任意団体及び市民自身であることから重複の表記となりますので、原案のとおりいたします。
38	第3基本理念	障害者が障害者でない者と共に地域生活を営む～等、文全体を通して障害者は支援者に助けてもらわないと生活していけないという雰囲気を感じる。自分に合ったコミュニケーション方法が保障されるのは当たり前の権利であるということを読み取れる文にしてほしい。	ご意見のとおり、障害のある人が自ら選択するコミュニケーション手段等を当たり前に使用し、地域生活を営むことは大切なことです。この条例では、第3基本理念において、その趣旨を明記しています。
39	第4市の責務	条例を制定する以上は、計画・実行・評価・改善のPDCAサイクルが機能する役割(機関)がどこなのか明記する必要があるのではないかと。	条例の目的や理念を達成するために推進する各種施策等に関するPDCAサイクルについては、市の責務であると認識しています。ただし、基本的な理念を定めるこの条例にPDCAサイクルを盛り込むのではなく、各種施策等の実施時において適切に対応してまいります。

番号	箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方
40	第7施策の 推進1	コミュニケーション支援従事者の拡充・待遇改善等の支援者施策を加筆してほしい。	施策の推進に関する貴重なご意見として承ります。
41		支援者に対する身分保障について記載がない。	
42		聴覚障害の手話通訳、要約筆記及び情報・技術を活用した支援	
43		盲ろう者向け通訳介助員に向けた養成講座を開催してほしい。	
44		日本語と手話の二つを対等に学ぶことができること、どこでも自由に手話が使え社会環境が作られること。また、音声言語と同様に手話による情報伝達があること。いつでも、どこでも、どんな内容でも対等になる手話通訳制度が求められている。	
45		手話教室は行政と学校に指導したい。	
46		手話通訳者を増やすよう養成してほしい。	
47		高齢の聴覚障害者には言語を学ぶ機会をもてなかった人もいる。支援も充実させてほしい。	
48		手話で学ぶことができる環境を整えていくことを願う。	
49		市民や市職員等が手話を学べる施策を推進してほしい。	
50		手話等のコミュニケーション手段を学ぶ場(学校・会社等)は考えているか。	
51		小・中学校、高校で手話の授業を取り入れてほしい。	
52		学校で簡単な手話を教えてあげることで、災害が起きても近くにいるひとが助けてあげられるかもしれない。	
53		学校教育にコミュニケーション支援をいれてほしい。	
54		学校で手話教室を開催してほしい。	
55		小・中学校と高校で手話の勉強を教えてください。	
56		手話が音声言語と平等に使える制度と環境を整えてほしい。	
57		いつでも、どこでも手話で会話できる社会になってほしい。	
58		聴覚障害者も健聴者と同じ情報保障が必要。色々な施設で手話が通じるようにしてほしい。	
59		手話が音声言語と平等に使える制度と環境を作ることを中に明記してほしい。	
60		障害者側ではなく、情報を発信する側が障害者のコミュニケーション手段に配慮することが大事であると思われる。	
61		一般市民にろう者の聞こえない事の不便などの理解を広めてほしい。	
62		一般市民にろう者の聞こえない事の不便などの理解を広めてほしい。	
63		みんなに手話を知ってほしい。	
64		視聴覚障害、視覚障害、知的障害、発達障害、精神障害、肢体不自由それぞれの障害に応じた支援をし理解してほしい。	
65		聴覚障害者が集まれる場所(拠点になる場所)を作してほしい。	
66		市は施策の推進するにあたって努めるのではなく必ず実施するようにしてほしい。	
67		情報取得の機会の拡大	
68		中身の伴った施策を実現してほしい。	
69		コミュニケーション手段をより多くの場所で活用できるように指導・支援してほしい。	
70		災害時に聴覚障害がある人に手話通訳があればと思う。	
71		災害時に障害者にも理解でき避難できる装備を充実させてほしい。	
72	災害が起こった時にすぐにわかる様に音声だけでなく手話や電光掲示板を設置してほしい(ケーブルテレビに手話通訳を付けてほしい)。		
73	災害対策として地域に手話を広めたい。		
74	災害時の対応について条例に加えてほしい。		
75	ケーブルテレビに手話通訳を付けてほしい。		
76	全ての施設に手話で会話できるテレビ電話を設置してほしい。		
77	全ての施設に手話で会話できるテレビ電話を設置してほしい。		
78	行事や雇用先にも手話や筆談を希望したい。		
79	会社、役所や店等に手話通訳を設置してほしい。		
80	行事などにも手話通訳をつけてほしい。		
81	お店でも手話を使ってほしい。		
82	公共施設(役所や病院)などにろう者が利用しやすいよう手話通訳機器などを普及		

番号	箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方
83	第7施策の 推進1	市役所に専用手話通訳者を配置してほしい。	施策の推進に関する貴重なご意見として承ります。
84		市役所に手話通訳者を設置してほしい。	
85		市役所の窓口に手話通訳を設置してほしい。	
86		聴覚障害者にとってコミュニケーション手段が手話だけでなく身振りなどにもあることを職員及び市民に認知してほしい。	
87		手話だけでなく身振り、空書を使ってほしい。 市役所の窓口職員や市民に分かってほしい。	
88		市役所の窓口には手話通訳を設置してほしい。	
89		市役所、県民局で手話通訳設置してほしい。	
90		病院に手話通訳者が必要。また、交通事故の場合も通訳者を呼ぶ必要がある。	
91		病院に行くとき手話通訳をつけてほしい。	
92		病院へ行く時は手話通訳をお願いする。	
93		病院にいつも手話通訳がいれば安心。	
94		病院の中で通訳をつけてほしい。	
95		医療機関の受付等で手話通訳者がほしい。	
96		病院へ行く時は手話通訳をお願いする。	
97		講演等に手話通訳をつけてほしい。 病院へ行く時は手話通訳をお願いする。	
98	病院、学校等の公的機関を利用するときにコミュニケーションの方法として専用手話通訳者を配置してほしい。		
99	講演等に手話通訳をつけてほしい。 病院へ行く時は手話通訳をお願いする。		
100	病院でのコミュニケーションは命にかかわることなので通訳をつけてほしい。		
101	病院やスーパーなどに手話通訳のできる人をお願いしてほしい。		
102	病院の看護師や銀行等の受付に手話通訳が必要である。		
103	病院に通訳が必要である。		
104	病院で手話通訳してほしい。		
105	免許更新で通訳設置を広めてほしい。		
106	イベントがあれば全て手話通訳をつけてほしい。		
107	イベントがあれば全て手話通訳を付けてほしい。		
108	イベントや大会のとき、手話通訳をお願いしたい。		
109	通訳者をお願いします。		
110	手話をつけてほしい。		
111	ろう者には必ず手話が必要。		
112	手話通訳者と同行したい。		
113	手話通訳をつけてほしい。		
114	手話通訳者がほしい。		
115	手話通訳がほしい。		
116	第7施策の 推進2	障害別の記述だけでなく障害別の内の種別も記載してほしい。「視覚障害者(全盲・弱視・色弱・中途失明)等見え方に考慮」「聴覚障害者(ろう・難聴・中途失聴)等聞こえ方に考慮」「肢体不自由者(言語障害・構音障害)等」「咽頭摘出等により代用音声を使用する者に対する支援」を加筆	障害種別については、ご意見いただいたように様々な種別があることは理解しています。条例骨子案の作成にあたり、障害種別については、法令の記述を参考に、検討・考慮したうえで第7施策の推進2のように整理しています。
117		視聴覚障害ではなく盲ろう者に改めてほしい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「盲ろう(聴覚及び視覚上の障害を併せ持つものをいう。) 触手話及び指点字を活用した支援」
118		「視覚障害」を「盲ろう」に修正してほしい。	
119		視聴覚障害のことがばを理解できない。盲ろう者の方が理解している。	
120		視聴覚障害者の意味は分からない。盲ろう者の文言は理解がある。	
121		「視聴覚障害」を「盲ろう者」と明記してほしい。	
122		「視聴覚障害」を「盲ろう者」と明記してほしい。	
123		「視聴覚障害」を「盲ろう者」と明記してほしい。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 「音声機能障害、言語機能障害又は肢体不自由身体症状に起因する発声、発語等の困難さに応じた支援」
124	視聴覚障害者は盲ろう者というので視聴覚障害(盲ろう者)と明記してほしい。		
125	障害特性に応じた支援に「言語障害」も入れた方がよいのではないか。		

番号	箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方
126	第7施策の 推進3	【追加挿入】 (協議会) 第8 前条に掲げる施策の推進について協議するため、手話言語・障害者コミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する協議会(以下「協議会」という。)を設置する。 2協議会は第8第1項に規定する施策の策定について意見を求められた事項について、市長に意見を述べる。 3前項に定めるもののほか、協議会は、この条例に施行に関する重要事項について、市長に意見を述べるができる。 4協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。 (1)障害者 (2)コミュニケーション支援手段従事者等 (3)手話等コミュニケーション手段について優れた識見を有するもの (4)公募による市民 (5)その他市長が特に必要と認める者 5前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。	この条例は、障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する基本的な理念を定めようとするものであり、協議会の設置等の個別具体的な規定を設けていませんが、障害者施策の推進のために、これまでどおり障害者、支援者その他の関係者を含めた情報交換の機会の確保に努めてまいります。
127		障害当事者、関係者、学識経験者の意見も考慮して委員会など話し合いや協議の場を設けて協議し、意見を施策に反映してほしい。	
128		第7施策の推進3を以下に変更する「市は第7の1の施策を推進するに当たっては、障害者、支援者その他の関係者の意見を聴くための協議の場を設けなければならない。」	
129		障害当事者、支援者等で構成する施策推進協議会を設けてほしい。	
130		学識者による専門委員会を設置しては。	
131		施策推進委員会の設置を明記してほしい。	
132		「作業委員会」を立ち上げ、実行のある条例にしてほしい。	
133	第8財政上の措置	第8財政上の措置「必要な財政上の措置を講ずるものとする」こと。	施策の推進に必要な予算については、可能な限り確保してまいります。
134		第8財政上の措置「必要な財政上の措置を講ずるものとする」こと。	
135		第8財政上の措置を以下に変更する「必要な財政上の措置を講ずるものとする。」	
136		財政措置について、その義務付けをすべく語句を修正してほしい。	
137	条例全体	障害者の福祉向上のために、大変有意義な条例だと思う。聞こえる人も聞こえない人も、お互いが日頃から交流しようと努力することが大切だと、手話を通じて感じるようになった。	コミュニケーションが困難な障害のある人の障害種別は多岐にわたっており、そのコミュニケーション手段等も多様であります。共生社会の実現のためには、コミュニケーションに困難を抱える全ての障害のある人を対象として、円滑にコミュニケーションができる環境を構築し、障害の種別や有無によって分け隔てられることなく相互理解を深めていくという基本的な考え方や理念を市・市民・事業者で共有することが重要です。
138		コミュニケーションが困難なすべての障害者を対象にして、コミュニケーションを促進していこうと取り組んでいく崇高な理念が盛り込まれている。素晴らしい市になることを期待している。	ご意見いただいたように、障害者のコミュニケーションを促進し、市民の誰もが互いに理解し合える社会の実現に取り組んでまいります。
139		本条例はすべての障害者がコミュニケーション不足に起因する生活格差を解消し、市民が共に意見を述べ、考え、協力し合う地域社会を形成するため必要と思われる。日頃、障害者とのコミュニケーション機会が少ない市民がこうした条例の必要性を認識し、市全体(行政)として、手話等コミュニケーション手段を体験し、啓発に努めることを願う。	ご意見のとおり、条例が市民の皆様浸透することは重要であると認識しております。条例制定後はその周知・啓発に努めてまいります。
140		この条例が市民の心の中に速やかに浸透することを願っています。	
141		条例制定の意義について「コミュニケーションが困難な全ての障害があるひとを対象に」とあるが、この文を読んでいると障害があるひとは、コミュニケーションが困難であると書かれているように感じる。	この条例は、障害のある人全てがコミュニケーションに困難を抱えているということ言うものではありません。障害等の理由により、生活の様々な場面において、必要な情報の取得やコミュニケーションに困難を抱える障害のある人を対象として、コミュニケーション手段等の選択の機会の確保等が図られるよう基本理念等を定めるものです。

番号	箇所	意見の要旨	意見に対する市の考え方
142		文章表現が難しい。	条例ではその性質上、解釈に疑義を生じさせないため法令における慣用的な表現を用いる必要があります。条例制定後は、市民の皆様浸透するよう、分かりやすい表現による周知に努めてまいります。
143		手話言語条例について検討・配慮してほしい。	この条例は、いわゆる手話言語条例としての位置付けではありません。聴覚に障害のある人と同じように、視覚障害、知的障害、発達障害及び精神障害等を抱える人も、生活の様々な場面において必要な情報の取得や他者とのコミュニケーションに困難を経験しています。このようなコミュニケーションが困難な全ての障害のある人を対象として、手話、要約筆記、点字、音訳等の多様なコミュニケーション手段等の選択の機会等を確保することで、市民相互の円滑なコミュニケーションを図り、市民の誰もが互いに理解し合う社会を作り上げていくことが、この条例の制定意義であり、目指すべきところであり、また、手話が言語である旨、国際的に認められていることについては、前文で明確に記述しております。
144		手話言語条例が必要である。	
145		手話言語条例を作ってほしい。	
146		前文には手話は言語として載っているが、条例の本文にも明記してほしい。	
147		条例骨子に「手話言語」を入れてほしい。	
148		手話も言語の1つであると明記した上で、それに必要な支援を行ってほしい。	
149		手話は「言語」であることを付けてほしい。	
150		手話言語を条例に加えてほしい。	
151		手話は言語としてください。	
152		手話は言語を付けてほしい。	
153		聴覚障害者にとって手話は言語であるということ。	
154		手話言語を入れてほしい。	
155		手話言語を入れてほしい。	
156	条例全体	手話言語を必ず。	
157		手話は言語であると明記した条例にしてほしい。	
158		内容も手話が言語であるということをはっきりと明記してほしい。	
159		条例の中に「手話言語」ということばを明記してほしい。	
160		手話が独立した言語であることを定義づけてください。	
161		コミュニケーション手段等に日本語とは違う手話という言語もあるということを行政、市民にも理解してもらえる名称、内容になることを期待する。	
162		手話が音声言語と対等な法的地位を認められたことを皆に知ってほしい。	
163		市民に「手話は言語」であることを知っていただき、聴覚障害者が聞こえる方と同等の情報を得ることが出来る条例になってほしい。	
164		手話だけではなくコミュニケーションは必要不可欠であり、当たり前前に生活していく中に「言語」は必要最低限なくてはならない場だと考える。	
165		手話が言語であることの意義や多様な手段によるコミュニケーションの必要性を認識しながら情報の取得やコミュニケーションが大切だと思う。	
166		手話は言語であり、それが一般にも広がっていくためにも条例制定されることを願う。	
167	条例制定後	条例制定後、どのように啓発、周知していくのが大事である。	ご意見のとおり、条例が市民の皆様浸透することは重要であると認識しております。条例制定後はその周知・啓発に努めてまいります。
168	その他	条例と「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」との関連性について条文上に明記してほしい。	「障害者基本計画」及び「障害福祉計画」は、それぞれ障害者基本法及び障害者総合支援法の規定に基づき市が策定している計画です。本市では、これらの計画に基づき、障害のある人のコミュニケーション支援に関して重要な施策として取り組んでまいりましたが、障害のある人のコミュニケーション手段等に対する理解や普及はまだまだ充分ではない現状があります。このことを踏まえ、この条例においては、障害の有無に分け隔てられることなく、全ての市民が障害のある人のコミュニケーション・情報取得の重要性やその支援の必要性について理解を深めるための基本的な理念を定めるものです。
169		ろう者だけでなく全ての障害者差別を無くしてほしい。	障害者の差別解消に関する貴重なご意見として、真摯に受け止めています。
170		皆が皆な誰とでも話が出来るようになれば良いと思う。	市民の誰もが円滑にコミュニケーションを図ることができ、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会を実現することは、この条例の目指すべきところであり、その実現に向けた取組を推進してまいります。
171		全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現のためには手話は必要不可欠と考える。	
172		手話を学んでコミュニケーションの大切さが大事だと思った。	